

新潟市告示第 298 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 30 日

新潟市長 篠田 昭

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更 前後別 | 敷 地 の | |
|-------|-------|--|-----------|----------|--------|
| | | | | 幅員 (m) | 延長 (m) |
| 市道 | 紫竹河渡線 | 新潟市東区河渡庚 180 番 3 地先から 新潟市東区河渡庚 170 番 1 地先まで | 前 | 7.8~14.0 | 77.0 |
| | | | 後 | 8.0~15.5 | 77.0 |